

(個別公告)

入札公告第190号

制限付一般競争入札の実施について（公告）

新発田市において発注する下記の工事については、制限付一般競争入札（電子入札）に付する工事としたので、入札参加を希望する者は新発田市電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出してください。
なお、この公告に定めのない事項については、制限付一般競争入札共通公告（建設工事）（令和7年5月1日付け入札公告第25号）によります。

令和7年10月23日

新発田市長 二階堂 馨

入札に付する事項	工事番号・工事名	防安補第4号 月岡地区マンホール蓋更新工事 概算設計（全体）
	工事場所	新発田市月岡温泉ほか 地内
	工期又は履行期限	75日間
	工事概要	マンホール蓋取替 N＝3箇所
入札参加資格要件	登録工種及びランク	土木一式工事 Cランク
	地域要件	公告日現在において、 新発田市内に主たる営業所 を有する者
	配置技術者	本工事を施工しうる 国家資格等を有する主任技術者、又は監理技術者 を配置できる者（入札参加申請日から過去3か月以上継続して、直接的な雇用関係にあること。また、請負金額が4,500万円(建築一式工事にあつては9,000万円)以上のときは、現場ごとに専任で技術者を配置すること。）
	その他要件 （実績要件等）	公告日の前日までに、 新発田市と災害応援業務協定を締結 している者
入札参加申込	提出期間	令和7年10月24日午前9時から令和7年10月31日午後4時まで。 （ただし、電子入札システム休止時間を除く。）
	提出方法	電子入札システムを用いて提出すること。
	添付書類	添付書類省略届 「添付書類が不要な案件であるため」を選択し、必要事項を入力のうえ、添付すること。 ※書式は入札情報サービス又はホームページからダウンロードしてください。

設計図書等	設計図書	入札情報サービスからダウンロードしてください。
	質問締切日	令和7年10月30日 正午
	質問提出先	契約検査課宛 (keiyaku アットマーク city.shibata.lg.jp) に所定の書式でメールにて提出すること。 メールを送信後、必ず契約検査課検査・技術管理室まで直接電話連絡してください。 ※セキュリティの都合上、アドレスの表記を変えていますので、メールを送信する際は、「アットマーク」を「@」に置き換えてください。
	質問回答	令和7年10月31日正午までに、入札情報サービスに掲載及び契約検査課閲覧場所において公表する。
予定価格及び最低制限価格等	予定価格	事後公表 ※予定価格の10分の1以下の金額の入札は、すべて表示の錯誤（桁違い）とみなし、無効とする。
	最低制限価格	設定する（事後公表） ※最低制限価格が設定されている場合、最低制限価格未満の金額の入札は失格とする。
	低入札価格調査基準価格	設定しない ※低入札価格調査基準価格が設定されている場合、調査基準価格に達しない入札があった場合は、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定した上、その内容を各入札参加者に対して通知する。
	低入札価格調査自動失格基準	設定しない ※低入札価格調査自動失格基準が設定されている場合、低入札価格調査自動失格基準に該当した者は失格とする。
入札等	受付期間	令和7年11月5日午前9時から令和7年11月6日午後4時まで。 （ただし、電子入札システム休止時間を除く。）
	提出方法	電子入札システムを用いて提出すること。※工事費内訳書を添付すること。
	開札日時	令和7年11月7日 午前9時以降
	再度入札等	(1) 開札の結果、再度入札を行うこととなった場合は、直ちに電子入札システムにより参加者へ再度入札の日時等を通知する。 (2) 再度入札は1回までとし、初度の入札で無効又は失格となった者は、再度入札に参加できない。 (3) 再度入札の結果不落となった場合は再度公告入札を行うが、今回の入札の参加者は当該再度公告入札に参加できない。

落札候補者の入札参加資格審査	審査書類提出期限	落札候補者を決定した日の翌日（休日を除く。）の午後5時まで。
	審査書類	(1) 入札参加資格審査書類の提出について（第5号様式） (2) 配置予定技術者調書（第4号様式）及び第4号様式の添付書類 (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し (4) 配置予定技術者の3か月以上の直接的な雇用関係を確認できる書類の写し（監理技術者資格者証、健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書等） (5) 新発田市との災害応援業務協定の締結を確認できる書類（ <u>証明年月日が入札参加資格審査書類提出日以前3か月以内のもの。写し可</u> ）
特記事項		(1) 電子入札システムにファイルを添付する際は、必ず最新バージョンのウイルスチェックソフトによりウイルスチェックを行ってから添付すること。 (2) 本案件は、「週休2日適用工事」（令和7年4月）の対象案件である。